

内閣委員会議録第二十八号

昭和三十三年四月九日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事 大平 正芳君 理事 床次 徳二君

理事 福井 順一君 理事 保科善四郎君

理事 山本 正一君 理事 石橋 政嗣君

大坪 保雄君 大村 清一君

薄田 美朝君 辻 政信君

眞崎 勝次君 町村 金五君

栗山 博君 淡谷 悠藏君

井堀 繁雄君 稻村 隆一君

中村 高一君 西村 力弥君

出席國務大臣

労働大臣 松浦周太郎君

出席政府委員

総理府事務官 賀屋 正雄君

内閣総理大臣 賀屋 正雄君

官房審議室長 賀屋 正雄君

総理府事務官 小出 榮一君

経済企画庁 小出 榮一君

調整部長 小出 榮一君

労働事務官 江下 孝君

(職業安定局長) 江下 孝君

労働事務官 江下 孝君

(職業安定局長) 江下 孝君

労働事務官 江下 孝君

(職業安定局長) 江下 孝君

労働事務官 江下 孝君

(職業安定局長) 江下 孝君

労働事務官 江下 孝君

(職業安定局長) 江下 孝君

労働事務官 江下 孝君

(職業安定局長) 江下 孝君

労働事務官 江下 孝君

(職業安定局長) 江下 孝君

労働事務官 江下 孝君

(職業安定局長) 江下 孝君

労働事務官 江下 孝君

(職業安定局長) 江下 孝君

同月九日

委員赤路友藏君及び片島港君辞任につき、その補欠として井堀繁雄君及び稻村隆一君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する陳情書外十二件(鹿兒島県肝属郡大根占町大山峯吉外十二名(第七一二号))

同外二十八件(鹿兒島市下荒田町恩給権擁護鹿兒島県同志会八幡支部奥元直外二十八名(第七四五号))

同外二十四件(熊本市行幸町一九熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟代表千田貞雄外二十四名(第七八六号))

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案反対等に関する陳情書(和歌山県西牟婁郡本町潮崎関西氣象職員組合潮岬分会田岡亨外二十八名(第七一三三号))

建国記念日制定に関する陳情書(神戸市灘区泉通三日野嘉市外三百九十一名(第七一五号))

紀元節復活に関する陳情書外十一件(島根県邑智郡市木村九七三齋木正之外二千八十三名(第七一六号))

同(大阪市東住吉区田辺東町三ノ一五七井関彦三郎(第七二七号))

同(宇都宮市栃木県榎星会連合会長河合長一郎外九千八百七十二名(第七四二号))

旧海軍特務士官及び准士官の処遇改善に関する陳情書(呉市呉海交会長

中島千尋(第七三九号)

伊良瀬水道に水中機器設置中止に関する陳情書(愛知県議会議長河合隆一郎(第七四〇号))

停止中の旧軍人既裁定者の恩給支給に関する陳情書(徳島県麻植郡鴨島町飯尾六四四阿部麻一(第七四三号))

看護職に対する新給与表是正に関する陳情書外十一件(大阪市役所内健康保険組名診療所樋口芳子外十二名(第七四四号))

恩給額調整に関する陳情書(岸和田市春木町若松町三二四大阪府退職公務員連照理事齋信孝吉(第七八七号))

地域給制度是正に関する陳情書(京都府議会議長蒲田熊次(第七八九号))

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

雇用審議会設置法案(内閣提出第二八号)(参議院送付)

○相川委員長 これより会議を開きます。

雇用審議会設置法案を議題とし、これより質疑に入ります。井堀繁雄君。

○井堀委員 たいだいま議題に供されております雇用審議会設置法案についてであります。この法案は、従来総理府にすでに設置されておりました失業者対策審議会を改組するという説明でございますが、私どもとしては、従来

の失業対策審議会が、きわめて実際に適合した制度ではないかというふうに考えておいたわけであります。

これをことさらに雇用審議会に改組されるにはそれ程確固たる根拠があると思ふのですが、ただいままでの提案理由の説明によりまして、どうも納得しがたい点がございまして、まずこの点を明らかにしていただきたいと思ひます。一体失業対策審議会と雇用審議会との相違はどこにあるかをできるだけ詳細に御説明願ひたい。

○松浦國務大臣 井堀委員のお問ひでございますが、従来失業対策審議会というものがございまして、これは主として失業の対策に重点を置いております。今度保守党内閣が、現内閣のみならず、前内閣におきましても、雇用量を増大して完全雇用にもっていくという方針を持っておりまして、現内閣は一そうそのことを強く提唱いたしておるのでございます。これについては企業の経済の拡大による雇用量の増大ということが前提条件にはなるのでございますが、それだけでは完全雇用の道に持っていくことはできない。その諸種の研究及び審議が必要である。たとえば雇用量の増大だけでは労働市場における完全雇用の実施を見ることのできないことは、老齢者が御存じのように、二百万人もある、あるいは十八才から十四才までの幼齢の人たちが四百七十万人もある。これらの人

たちを社会保障の面においてどういう方法にしたならば養うことができるか。またこれを社会保障によって養うことができるならば、約六百万人というものが雇用の市場から、労働市場から去っていきますから、新しい雇用量がそこに増してくることは当然であります。そういうような諸種の問題を検討して、雇用量の増大の基本であるべき産業、経済、企業の拡大というようなこととともに並行していくためには、そういうことがまず大事であると思ふのです。それは今社会保障の面だけをおきましても諸種の問題がここで審議せられまして、実際の問題をどうやったらよろしいかということを決していかなければならない。それについては雇用のわが国における具体的な内容、今申しました老齢者及び幼齢者の問題あるいは職業訓練の強化、刷新、またはオートメーションと雇用の関係というような問題がこういうところで審議されなければならぬということをお考えしております。さらにこの機構の内容については、委員三十人になつておまして、前とは同数であります。その内容において新たに中小企業の代表者、婦人関係の人、地方団体の関係の者等を選任いたしました。従来片寄つておつたものを、今問題になつておるところの中小企業、婦人、少年あるいは地方団体という方面から、総合的に委員を選任いたしました。漏れないような世論が反映されるようにしたいと思つておる次第

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

第一類第一号 内閣委員会議録第二十八号 昭和三十三年四月九日

でございます。専門委員におきましては、従来より二十人増加せられたのでありますから、各界各層の権威者を専門委員に選択いたしまして、徹底せるところの審議をいたしたい、かように存じております。

事務の組織におきましても、総理府に定員二名の増加を行いまして、労働省からもそれぞれ送りたいと思っております次第でございます。

いろいろ申し上げたのであります。大略今申し上げましたような内容が必要でありますから、従来の失業対策審議会だけでは不十分でありまして、わが党の政策を具現する一つの審議機関でございますから、われわれはこれを提案して皆様の御協賛によって成立させたいと思っております次第でございます。

○井堀委員 そういたしますと、従来の失業対策審議会では失業対策が主で、雇用全体の問題にわたって検討するということはどうも十分でないうらみがある。ここには完全雇用という言葉を使っておりますが、今の御説明の中でも、完全雇用という言葉をお使いになっております。なるほど第一条の「完全雇用の達成を目標として」ということでありますならば、従来の失業対策審議会とはこの点では非常に相違するものと思っております。そこで、私は今の御説明ではどうも納得できませんが、もう一つ、ここにあります完全雇用という考え方について、できるだけ具体的に御説明を伺ってみたいと思っております。

○松浦國務大臣 この間も参議院の予算委員会、完全雇用の定義とは何ぞやということについてお答えいたしました

したが、まずそれから申し上げてみたいと思ひます。完全雇用については、一定の定義はございませんけれども、社会通念上、失業者を最小限度の摩擦的失業者の範囲にとどめるといふことが第一であります。現に就業しておる者は、安定的な職業についておる状態であると称して差しつかえないと思ひます。安定とは、生活、あるいはその他精神上の安定をいっております。また公的機関の完全雇用の定義は、一積に説法ですから、申し上げることはどうも恐縮ですけれども、お問ひでございますから申し上げますが、国際連合の社会経済理事会の定義は、完全雇用とは、失業が、当然認めらるべき摩擦的、季節的要因の影響によるものを最小限度として、その限度を越えない状態である。また国際労働機構の定義は、完全雇用とは、失業している人々の割合が小さく、また失業の大多数はわずかな短期間だけの失業をしているということでありませう。米國の一九四六年の雇用法の定義は、完全雇用とは、失業者を最小限度の摩擦的失業者の範囲内にとどめるとして、現に就業しておる者が安定した就業状態にあることが出来るような状態である、こういうふうな定義をいたしております。ところがやっぱり完全雇用のとるべき道である、すなわち安定する職業について、それが生活上、精神上安定している状態である、私どもはかように思ふのであります。従ひまして、この域にいくまで政府としては努力しなければならぬ、かように思っております。

○井堀委員 今完全雇用に対する考え方、国際労働機関などで使われておる用語、特に前の石橋内閣総理大臣はケインズの研究者であるとわれわれ聞いておりますが、このケインズの定義を用いておるのではないかと、うような感じが今の御答弁でいたしました。この点をもう少しはっきりいたしまして、今あなたは摩擦的失業という言葉をお使いになった。摩擦的失業という言葉は、たしかケインズの定義に発するのではないかと思ふのであります。私も摩擦的失業というものがどういう内容のものであるかということ、は、学問的には研究したことはございません。しかし常識的に理解いたしますには、季節的にどうしても雇用の完全が期せられない、あるいは労働の移動などが自然環境その他の条件で不可能な場合、あるいは現代経済の制度のもとにおいては労働の基礎をなす生産財あるいは設備などの雇用との調和がとれぬといったような、今日のいわば自由主義経済、資本主義経済のもとにおける不可避的な事実があるわけであります。すなわちそういう諸問題を乗り越えて、すなわちそういう諸問題を克服して雇用を完全の姿に置こうという完全雇用というところがあつたわけでありませう。この内閣が五つの誓いの言葉の中で、完全雇用という言葉を使つておるわけでありませう。専門家の間には、たとえば今いう経済学者の間で完全雇用という言葉論議する場合と、今のようにならぬが非常に違ふので、こういうものには非常に大事なことでありますから、まずこの点から明らかにしておきたいと思ひます。専門的な論議の前に、一般の国民が完全雇用という

言葉をどういうように受け取つておるか、このことが大切だと思ひまして、これは前回予算委員会、政府は予算編成に當つて、完全雇用というものをどういうふうに考えて予算と取り組んだかということをお尋ねした。大蔵大臣の答弁は、なかなか要領のいい答弁をしておりませう。速記がなっております。「国民各層にわたつてできるだけ職場をふやしていく、こういうことでございます。なかなか要領のいい答弁をしております。この考えは、今あなたの御答弁になつたものよりは、はるかに広い考えであります。すべての国民階層に就職の機会を与えらる。雇用関係でなくともいいでしょう。これは国民一般がこういうふうな受け取つておるんじゃないかと思ひます。今日の雇用の問題は、あなたも言及されましたように、専門家の間で定義されるような雇用問題と現実との開きというものは、極端な開きを生じておるわけでありませう。学問をせんじ詰めることも近くなつてくるかもしれません。こういう点で政府の考え方ももっと明確にしておかなくてはならない。しかも法律に公然と完全雇用という言葉を使用されるわけでありませう。何もこの内閣は永久政権ではございません。どういふ政見によつて次の政権が生まれるかもしれません。完全雇用という言葉に考え方の相違があらはれては、この法律はえらいものになつて参ります。これはどうしても明確にしなければなりません。ことに大蔵大臣が予算委員会を答弁された、政府の完全雇用に対する考え方、これは案がもつてきておるとすれば、われわれもそのつもりで受け取つていかなければなりません。そういう意味でお尋ねしておるわけでありませう。今言う大蔵大臣の考え方とあなたのお考え方は、同じ政府の閣僚ですから相違はないと思ふのですが、もう一度この点あとの質問を続ける意味ではつきりいたしておきたいと思ひます。

○松浦國務大臣 今お読みになられた大蔵大臣の御答弁は、私どもの考へているところと違つていないと思ひます。なお先ほど申しましたように、就業を希望する者が安定する職業につくということ、これは大蔵大臣の考へも同じような意味であると思ひます。でありますから、精神上、物質上、安定する状態のもとに就業希望者が過すことが出来るという状態にまで持つていくことが、私は完全雇用の考へであると思ひます。それで、そういうことは潜在失業者が多かつたりあるいは完全失業者が多かつたりするんではできませんから、そういう状態が全就業希望者に与えられることを望んでおる次第であります。

○井堀委員 池田さんの完全雇用に対する答弁は常識的な答弁というふうには私は一応解しておるのであります。しかしこの場合、法律に完全雇用という言葉を用いた以上は、こういうばく然たる考え方は、われわれはこの法案を審議することは不可能だと思ふのであります。やはり考え方というものは明確にしておいて、そうしてわれわれはそれのよしあしを判断するといふのでなければならぬと思ひますので、池田大蔵大臣のおっしゃるような考え方であるとするならば、これはなかなか重大な問題がある。しかし一方では、この同じ国会でその答弁しておる以上、違

うならまた違うように、もっとわかりやすくはつきりしなければならぬ。この完全雇用というの、池田さんがあつて、定議があるなら、これは法律の中に新しい言葉として定義を置くべきだと思ひます。書いてないからやむを得ませんから、質問の形で政府の考え方を明確に記録に残しておきたいと思ひます。そういう意味で一つ私どもにわかりやすく御説明願ひたい。

○松浦國務大臣 先ほど大蔵大臣の、お説になりました速記録がその通りであるならば、私はやはりそれはわれわれの解釈と違つていないと思ひます。そこで、なるほど日本の法律の中に完全雇用という文字を今度の雇用審議会設置法案において初めて使つたことは、われわれは提案する当時から存じております。そこで先ほど申しましたような内容において、これを定義づけるべきであるというふうに考へておつたものでありますから、先ほど読み上げて、われわれの定義を発表した次第であります。

○井堀委員 一向要領を得ませんが、もう一べんそれじゃ読んで下さい。これは大事なことですから、記録にはつきり残しておきたい。完全雇用とはこういう考へ方だということをはつきりもう一度……

○松浦國務大臣 何べんもおさらいさせられますが、完全雇用については一定の定義は今のところない、しかしながら社会通念上は失業者は最小限度の摩擦的失業の範囲にとどまるものとして、現に就業しておる者は安定的な職業についている状態であると称して差しつかえないと思つております。

○井堀委員 あなたは定義ではなくて社会通念だと言ひ。社会通念なんてありませんよ、完全雇用に対する社会通念なんてありませんか。これは非常な重大なことになるので、私はこういう法案についてはいろいろな問題があると思ひますが、二つの考へ方がこの際問題になると思ひます。一つは、言ひまでもなく日本の憲法にも、また職業安定法の中にも明示してありますように、国民は勤勞の義務を一面持ちますから、すべての労働の機会を与えるという、日本の国のあり方を規定してあるわけでありませぬ。そういう意味では池田さんの答弁は私は符合すると思ひます。ところが今あなたの御説明によりまして、新しい言葉をまた一つお使いになりまして、今までの日本の法律用語の中で、摩擦的失業という言葉はございませぬ。あるかもしれませぬが、私の図書館を通じて調べたところによりまして、摩擦的失業というものはありません。またこういう新しい言葉が法律の中の定義として出されたわけですが、摩擦的失業というものを一体どういふように定義したらよろしいか。

○江下政府委員 摩擦的失業という言葉の意味でございますが、正常な経済の発展の過程におきましても、いろいろな理由によつて一時的経済的な失業者が存在することは当然考へられることです。どういふ場合かと申しますと、たとへば新規産業の勃興あるいはある種の既存産業の拡大による雇用の増大があります反面において他の種の産業が衰退する、他の種の産業の雇用が減退する、あるいはまた同一産業内におきましても、ある企業が拡大した

しまして雇用が増大いたします反面、他の企業で衰退ないし消滅して雇用が減少してくる、こういう場合もございませぬ。また労働者がある職業から他の職業へ、またある地域から他の地域へ移動する場合、就職までにある期間を要する場合があります。それで、これらの産業の大きな変動あるいは同一産業内の変動、労働者の移動ということからいまして、一時的にどうしても失業しておるといふ状態の者が相当存在することは避けられないということでございます。これを摩擦的失業という言葉で実呼んでおる、こういうことでございます。

○井堀委員 言葉の使い方でございますが、今言うやうで恐縮でございますが、これは基本的な事柄に関連を持つてきますので何うでございますか。ところで、今のお話を伺つておると、どうも経済辞典などに出てくるケインズの定義を拝借しておるやうな気がしてなりません。ケインズは御案内のように、三つの失業を定義づけて、一つは自発的な失業、他の一つは今あげられた摩擦的失業、そして第三に非自発的な失業、こういう言葉を使つて、その第三の非自発的な失業を解消することを完全雇用、こういう定義を実は下しておるやうであります。

こういう定義をここで拝借してやるということであれば、これはまた一つの考へ方です、いい悪いはまた議論があるとしても、そうではなくて労働大臣の今の御答弁では社会通念をと、こうおっしゃつて、社会通念に対する説明を一生懸命して下さつておられるわけですが、私どもはまだ勉強が足りぬかもしれませぬが、そういう社会通念を耳

にしたこととございませぬ。三十何年労働問題をやっておりますけれども、完全雇用に対する社会通念というものを耳にしたこととございませぬ。むしろ社会通念の中には、完全雇用といつたら一人の失業者もない、働く能力を持ち働く意思を持つておる者はすべて就職できる姿を完全雇用と理解しておる者もある、私はこれが一番多いと思ひます。今言うケインズのような定義を理

解して、その上に立つて完全雇用を常識にまで成長せしめておるやうな社会ではないと思ひます。これは見解の違ひだといへばそれだけのことでございませぬ。しかし長い間日本の労働界のいろいろな問題を取り扱つておるから、どういふものをずっと積み上げて社会通念といふやうにされておるか。これははつきりさせておきませんとえらひたいと思ひます。だからさつき私があげた、社会通念といふのは働く能力を持ち働く意思を持つておる者に仕事を与えらんとするやうに解釈して——池田さんもそう解釈して御答弁されておるわけです。

池田さんは最初に前置きをしておられるが、一べん念のために去る三月二日の予算委員会の答弁なのです。完全雇用といふのは一体どういふ内容のものであるか、政府のこれに対する見解を伺いたいという質問をしたので、これに対して第一に答弁されたのは、——いろいろ前に置いておられますが、前は略します。「お尋ねの完全雇用問題につきましては、いろいろの考へ方があると思ひます。わが国におきまして完全失業者、——ここでは不完全失業者といふ言葉を使つておられます。「不完全失業者、こういうふう

二つに分けられております」これは社会通念を言つておるのでしよう。「完全雇用とはいはゆる完全失業者の問題だけを意味するの、あるいは潜在失業者の問題を意味しておるか、いろいろとりやうがございませぬが、いろいろいたしましてお話を通り、おのその職場を持つてもらうということがわれわれの目標でございます。そして今回の予算につきまして、完全雇用について「云々とずっと述べておられます。そこでこれだけでは要領を得ませんから、なお重ねて、完全雇用といふ考へ方を簡単に御答へ願ひませぬかと、質問を繰り返したのです。それに対して、「ただいま申し上げましたように、国民各層にわたつて、できるだけ職場をふやしていく、こういうこととございませぬ。」この点はままとつたのです。これはやはり社会通念の一つをさしておると私は思ひます。

「委員長退席、山本(正)委員長代理 着席」
今労働大臣は、その速記に出ておれば、私の考へもそれと同じです、こうおっしゃつた。それできめてしまつたらそれで結構です。その一つの考へ方、定め方をこの池田大蔵大臣の考へ方でおきめになりますか。それとも、先ほど御答弁を伺つておられます、非常に違つた御答弁だと私は思ひます。なお、決して言葉をとつてどういふことではありませぬ。大事なことです。考へ方を明確にして下さい。

○松浦國務大臣 それは先ほどから申し上げましたように、今お説になつたことと私の言つたこととは違つた

ないと思つてあります。私は生活上においても安定しており、精神上においても安定しておるという状態を就業希望者にあまねく与えたい、それが完全雇用の考え方で、こう言っているのです。あまり違わないと思つてあります。

もう一つは、この機会に申し上げておかなければならぬと思つていますが、先般私はドイツとイギリスに行ったのです。そのときまだドイツは東の方からどんどんと人が入ってきてまして、労力の足らぬところを補つておつたものから、そう悲鳴を上げていなかったのです。それが、今企業が非常にふえておる。それで日本からも五百人やることにきめたのですが、この間六十人行って、送つていった人が帰つてきました。よその国から労力を雇入れなければならぬという状況においても、労働人口の二%とか三%の範囲内においてはやはり失業者はあるのです。それで失業者が成立しておるのです。イギリスにおきましても失業者がもちろん昔から成立しておりました。就業希望者という労働人口の二%ないし三%半までくらは失業者があつても、それは完全雇用というふうには言つておきます。わが国におきましても、今就業可能な二百二十万ないし三百万というものは吸収していくべきものである、こういうふうには思つていますが、現在六、七十万というものは、他の国の現状から言うならば、やはり失業者がそれくらいあつても完全雇用と言ひ得る考え方に持つていかなければならぬぢやないか。そのものが、今の完全失業のところにおる人々が新しい企業ができましたとも直ちに転用され

て普通の能力を發揮し得るかどうかという問題も、一つの問題になつておられます。でございまして、やはり私はイギリスやドイツの現状において行われておるような社会通念が日本においても自然に生れてくるであらう、労働人口が全部就職するということは不可能であらう、こういうふうには思つておられます。世界でいろいろの例がありますように、労働人口の二%ないし二%半ぐらいまでのものが失業状態にありましても、その域までは完全雇用といえるのだらう、かように思つておられます。

●井堀委員 あなたはいろいろ答弁をしておられますが、そういうお考えであれば、あるいは池田さんのようなお考えであれば、従来の失業対策審議会では私がかつこうなものではないか、この内容を見てみますと、あなたはさつき多少内容が違つたことを言つておられたが、それは大同小異です。第一条の名称を変えたというのが何といつても一番大きな変更方で、あとは、三十人の審議会のメンバーをどうするかということ、これは政府の任免するところですから、どう変つてみたところで大したことはない。条文を当てるに当たるとは何か何と変つてないと思つておられます。ただせめて変つたと思えば、先ほど御答弁の中にもありましたように、失業対策では響きが悪い。完全雇用、何かみんなに希望を与えるような積極的な雇用対策を行へるような響きを与えることは、私は確かに失業対策というより雇用対策といった方が広い感じを与える。しかし私はやはり真実を偽るようなやり方はいけないと思つておられます。あなたは社会通念と

さつきからしきりに言われておるけれども、まだその社会通念は、あなたの認めるように日本には完全雇用というものに對する社会通念というものはそんなに成長してない。これからの問題だと思つておられます。ことに私どもがこういうことを重視いたしますのは、現在の日本の雇用の状態というものは、あまりにも悲惨です。あまりに混乱から立ち上ることの困難さを承知しておるからなのです。これを解決するということとは大きな政治問題であるかともいふまでもないのです。よほど力を入れなければ、よほどの努力をしなければこの問題は解決することはむずかしいといふこともよく承知しておる。こういう問題と取り組むときに、看板さえ塗り変えれば何か明るい希望が持てるよくなつたりは、実際からいふと危ないと思つておられます。こんなものはやはり困難だといふことを国民にも感じさせ、それからこれを取り組む人はなおさらなのです。一方には今までの失業対策が雇用対策に變つたから、九百万から一千万に近い不完全労働というものが、潜在失業といふものがただちに救われるのではないかという希望を国民はつなぐと思つておられます。ことにこの内閣は五つの誓いの中で、完全雇用ということをして、これはその演説の中で完全雇用という言葉を使う程度であればかまわぬですが、これを法律用語に用いる場合にはよほど考へるべき事柄だと思つておられます。私は納得ができません。今までの失業対策審議会で、この中に書いてありますように、失業対策審議会は失業問題だけを解決するのではなくて、雇用問題を重要な課題に掲げて、雇用問題の解決の過程において失業対策をそれ

ぞれ処理するというふうに私はかなりよくできた条文で成り立つておると思つておられます。今度はただ上へもつてきて、失業という言葉を削つて、完全雇用という言葉に乗つけたというだけなのです。それで今伺つてみると実質的には何らの変更はない、むしろもつといひますれば、ケインズの定義などを引っぱり出してきて、完全雇用という社会通念を逆にすすようなことになるおそれがあると思つておられます。いかがですか。これは昔のままの失業対策審議会ではだめなのですか。その点も少し納得のできるような説明をしていただきたい。

●松浦國務大臣 今いろいろ御指摘でございまして、響きが悪いとか失業と完全雇用を引きかえただけではないかといふような御指摘があるのであります。すけれども、最初から申し上げておられますように、失業対策の審議会ではわれわれの意図する完全雇用の問題をそこまで審議して持つていくということには困難であるということをお覚いたしました。われわれの保守党内閣の目標とする完全雇用の域に持つていくためには、こうした審議機関がどうしても必要であるという信念のもとにこれを提案いたしておるのであります。目標を掲げただけで、その目標ですべてに完全雇用ができるというふうなものはございせん。この完全雇用の審議会において今後日本の完全雇用をするためにどういふ方向に持つていくものを持つていかなければならぬかといふことが十分検討されて、そこで立てられた指針のもとにわれわれは産業経済並びに社会保障その他百般にわたつて施策を行なつていきたいと思います。一つ一つの指針をこころから出す考えでありまして、そうお話になつたような安易な考えで、またそのことを糊塗するようなことでやつたものにはありません。これだけなればわが国の完全雇用はつていできないという一つの指針をこころから出すパロメーターであります。

●井堀委員 非常にけつこいな御決意を表明なさいます。私も大いにそういうお考え方を実行に移していただきたいと思つておられます。そこでなご念のために伺つておきますが、先ほど来何回か繰り返してありますが、けれども一向に明確な御答弁がいただけなくて困つておるわけですが、今のあなたの述べられた、すなわちただ単に雇用対策の問題は現われてきた失業者を解消するといふようなものではない、抜本的に雇用の問題を改めていきたいといふお考えのようであります。そういうお考えとさつきから言つておられますように、これは御案内の通りこの審議会のメンバーはどういう者が出てくるか知りませんが、学識経験者を網羅することになるであらう。その学識経験者は全く自由な立場において雇用の問題について研究をし、調査をし、内閣に答申されていくのであります。またそれは尊重しなければならぬことなるわけでありませぬ。問題はその審議会の性格をこれできめるわけなんです。それで聞いておられるような性格であれば、さつきここに網羅される学識経験者はそういう御趣旨に沿つた方向づけで検討されていくことになるわけでありませぬ。非常にくだいようですけれども、今あなたが述べられた

その決意は申すまでもなくただ単に失業問題を解決するのではない、すべての働く能力と働く意思を持っておる者に対して仕事を与えるような雇用対象を作り上げるのだ、こういうふうな理解してよろしゅうございますか。

○松浦國務大臣 その通りでございます。
○井堀委員 それでより明確になりませんが、しかし今までとかく雇用のいろいろな雑音が入ってきたようでありまして、私の聞き方も多少雑音を入れて聞いているかもしれない。たとえば摩擦失業者などという言葉が出てきますと、その性格が濁ってきます。そういう今までの御答弁、私の質問の中で出たものは雑音として、今確認をいたしましたように政府はすべての働く能力を持つ国民全体に雇用の機会を与える、そういう目標のためにこういう審議会を設置した、こういうことが明らかになりました。

そこで次にお尋ねいたしますが、そういういたしますことが起ってくるのです。政府の他の政策は、特に基本的な経済政策は、自由主義経済を貫いておいでになる、自由主義経済を一方で政策に盛り込み、それを実現していこうとすれば、どうしても労働の需要と供給の問題に対しては、これはここでいう摩擦的失業という言葉ではありませんが、そこには摩擦が起ると思ふ。こういう問題をこの委員会は解決するための立案もできるわけでありませぬ。この問題は非常に重要だと思ふのです。今のあなたの御答弁によりまして、そういったものに対しては、この委員会は非常にかかりな委員会です。

ですから今までの失業対策審議会の答申とは本質的に異なつたものが出てくるかどうか、先のことですが、しかし出し得るといふことになるわけでありませぬ。もっと私の意見を言った方が答弁していただく上にはいいと思ふ。二大政党を指向する場合にいろいろな政策上の違いがありますが、基本的な違いが一番よく目立つものは経済政策です。一方は自由主義経済、一方は計画経済、資本主義経済に対する社会主義経済といういき方をしておりますが、学問的にはどうでもいい、現実にはどう異なつた二大政党がある。一方では二大政党の正常な議会運営を育てていくということもこの内閣の大きなねらいになっておるわけでありませぬ。その場合にわれわれがこれを審議する場合に——この法律は續いていきますからね。この内閣がこれに諮問する場合と今の社会党がこれに諮問する場合と、おのずから変つたニュアンスが出てくることは当然なことです。ことにこの問題はただ単にニュアンスではなくて基本的なものがあるわけなのです。自由主義経済を一般政策の中で盛り上げていこうとすれば、どうしてもこの雇用の問題というものは昔と違つて組織労働が前提になっております。未組織労働でも法の精神からいえばそれぞれの影響を受けることになりませぬが、組織労働の場合にはおきましては、御案内のように、その組織と経営者との間の協約によつて雇用条件が取りきめられるという近代的新建前が日本にも貫かれておるわけなのです。こういう場合における失業問題を中心にして、完全雇用に理想にして、そういうものを解決していくということなら私はやり方は

あると思ふ。しかしそうでなく、最初から完全雇用を目的にして、そういう問題をどう処理していくかという実際上の問題に対する答申を、この委員会が与えるということになると、私は非常な問題におつかると思ふ。もし良心的にこのメンバーが政府の諮問に答えていこうとすれば……こういう点に考え方を改めたいのかどうか、もしそういふものに対してお考えがあるなら、そういう場合にはどうなされるかというふうなことをお考えだらうと思ふので、一つ伺つておきたい。

○松浦國務大臣 この委員会は経済計画を立てるところではもちろんありませぬ。しかし経済計画と完全雇用というものは切り離すことのできないものでありますから、経済企画庁が経済計画を立てる場合に、このところで審議検討せられました内容は、経済企画庁の計画を立てる資料として提案すべきものであると思ひます。それらの資料を立てる上に十分考慮に入れて、この調査資料というものは完全雇用の方向に合わせるような経済計画を立てていくべきである、やはりそれだけの調査研究が全うされなければならぬと思つております。

もう一点、先ほどお話をいたしました経済企画庁の経済計画をここで立てるんだという考えは私は持つておりませぬ。やはり経済企画庁の資料を作成するところであると考えております。

○井堀委員 前に戻つてお聞きしておきますが、失業対策審議会は総理府設置法第十五条の総理府の付屬機関として設置されております。この場合も

やっぱり付屬機関として同様に設置されるというふうにもとれますが、もっと權威あるものになされるお考えでしょうか。技術的な問題ですが、この点伺つておきます。

○松浦國務大臣 局長から答弁いたします。
○江下政府委員 従来と同じ考えでございます。

○井堀委員 そういたしますと、形式も同じだし内容もあまり変つていない。ただ変つたのは先ほど来論議していることである。しかしこのことはさつきもちよつとお尋ねいたしましたように、本質的には非常に異なつたものになるわけですから、失業対策でいきませぬ場合には、私は非常に柔軟性があると思ふ。さつき例をあげたように、それが資本主義経済の政策の上に立つた失業対策を諮問しても、あるいは社会主義的な考え方の上に立つて失業問題の解決を迫つても、私は答への出し方があると思ふ。しかし今言う完全雇用を目標にしてこの委員会が運営されるということになつてくると非常に問題があるんじゃないか。各国のこういう例は私よく知りませんが、完全雇用を指標にしてこういう機関を設けていくところがございませぬか。この点に対して御調査なさつておられるかどうか伺ひたい。

○渋谷説明員 アメリカには御承知のように一九四六年の雇用法があるわけでございます。その雇用法におきましては、アメリカにおける完全雇用の達成を目標として掲げてございます。そのための機関といたしましては大統領の諮問機関がありまして、三人の委員からなつております。その三人の

委員の下に相当強力な事務機構を設置しております。ここでどういふような雇用政策をやるならばアメリカに完全雇用が達成できるかという、例の経済報告書と呼ばれております膨大な答申を国会に提出する仕組みになっております。しかも国会におきましては上院下院を通じまして特別のそのための委員会が設置されておりました。政府から提案されました経済報告書をこの特別委員会が慎重に審議いたしました。それぞれの検討をする仕組みになっているのでございます。

○井堀委員 今アメリカの例をお引きになりましたが、ああいう考え方になつてこの委員会を設置したというふうな理解してよろしゅうございませぬか。

○江下政府委員 アメリカが現在雇用法でやつておられますような委員会にそのまゝならつて考えたわけではございません。一つの参考という程度で考えただけでございます。

○井堀委員 参考になつたというところでございますが、アメリカの全体を通じて流れておられますのは、まるで日本の場合と背景が異なつておるのです。それから考え方に相違があるといふことよりもっと大事なことは、あの場合にアメリカで完全雇用をやるうとすれば可能な諸条件が成熟しているか見ていいのです。またあの答申などを見ておられますように、政策上の多少の苦心を加えることによつてかなりよい結果を生むことのできる具体的な提示がなされておる。日本の場合におきまして、今当面して非常に重大だと思ひますのは、正確な統計もないわけでございますけれども、近く出てくる

でありましよう、一体働く能力とそれから働く意思を持っておる人々に、しかも職安法の目的に掲げてありますように、適材適所に就職の機会を与えることが、さつきアメリカの例がございましたが、非常に違いがあるのです。だからこういうものを参考にされたのでありますから、日本の場合において今雇用労働者の間に転職希望者が非常に多いのですから、さらに就職の機会を与えることのできない潜在失業者がたたくさんいるわけです。この委員会はこういう問題に対する何らかの答申を迫られてくることは言うまでもないのであります。こういう点からいいますと、アメリカの雇用法の中に考えられているものとは雲泥の違いがあるわけです。この問題はイタリアの場合でも、たとえば西ドイツとはケースが違いますが、西ドイツの場合なんか御案内のように、むしろ熱練労働が足りない、労働の需給関係を解決するためにいろいろな手を諸政策の中で打たれて、ある程度成功したものもありま

す。日本の場合、この審議会は、もし今あなたの御答弁のように第一条の精神を理解するならば、ただ単に雇用関係だけについて検討する委員会としては何もできないのではないかと。これは内閣に置かれるから、各省から資料を提供せしめるあるいは関係者を呼び出していろいろ意見を開陳させるとかいうことはこれに出ておられます。この点では従来の失業対策審議会の持つ内容と全く同じだといつていくらいにかわりばえのないやり方ではない。もし第一条の問題についてそう明確な主張がなされるとするならば、今当面しておられます雇用の問題を解決す

るといのであれば、スタッフもまた事務局の構成などについてもやはり十分な内容を持ったものでなければならぬと思うのです。そういう点で、従来と同じだという点については、先ほど私のお尋ねがちょっと失礼だったかもしませんが、そういう点から考えてただ看板を塗りかえたというふうにしかとれぬ。そうでないとおっしゃるならば、もっとやはりそういう点に対する積極的な具体的な構想がこの法律の中に出てこなければならぬ、出てこないのはどういふわけでしょうか。

●松浦國務大臣 先ほどこういうような雇用審議会をよその国でやっているかというお問い合わせがございました。局長以下の答弁はやっていって、言ったのであって、アメリカのものを直接輸入して、日本とアメリカの経済状態が違っているものを直ちにアメリカのまねをしてやるというものでないことは御了承願ったと思うのです。今諸条件が成熟してないとおっしゃる、その通り成熟してないのです。そこで失業対策審議会というものは失業対策の問題でありますから、それは裏打ちをするならば雇用と同じようなことではあるが、そういう消極的な考え方ははだめなんだ、もっとわが党政府の政策を具現するためには、こういった積極的な完全雇用の問題に対するペロメーターがなければならぬ、それがこの審議会である、こういうふうにならねばならぬ、先ほど前段に答弁いたしました、従来の失業対策審議会には中小企業の代表は入っていないのです。また婦人を代表する部面もないのです。あるいは地方団体の代表もないのです。ただ中央の学識経

験者が集まってやっているだけであります。でありますから、われわれは今日の日本の国における完全雇用に徹底せしめるためには、何といつても潜在失業者の一番多く存在しておる場所は、中小企業、特に中小企業中の零細産業、ここに潜在失業者がおりますから、これらのエキスパートの人々の意見を十分ここに反映せしめて、これらの人々の完全雇用にいくためには、国としてはどういふ施策をしなければならぬか、あるいはこの業界においてはどういふことが要望されておるか、また業界の機構はどう改めなければならぬかというようなことがここに審議、検討せられまして、そこで完全雇用の道にいくには、ここから審議、検討されて案出されたエキススは、それぞれの行政、あるいは経済、あるいは産業に向つて要求して、そのように行われていくならば、私は完全雇用の素地が新しく生まれてくると思えますから、そういう行き方で行つていこうと思つておるのであります。

●井堀委員 それはあなたがなんぼ一生懸命力んでみたところで、今までの失業対策審議会で答申したもので、われわれ資料として拝見しております。一号から六号までの答申の内容を見てみましても、かなりこれは重要な失業対策事項が、あるいは具体的に、あるいは他の政策との関連性において、かなり懇切な、そうしてよく徹底した内容を盛り込んでおられる。このうちで実施段階に入つたものは、日雇労働者の一部に対する問題、それから新卒の問題などに対して多少の動きを見せておるといふくらいであつて、これだけ膨大な答申が行われておりま

して、ことに第五号、六号あたりに出ておられますように、他の経済政策との関連において失業対策を徹底せなければいかぬという答申、これなんか見てもみますと、これは他の委員会でも私も政府の所信を打診しておりますが、こういう答申を一向に取り入れる形跡すら認められない。特に労働力の需給関係の調整というものがいかにむずかしいものであるかということを描きられておられます。基幹産業の例が四つ、五つ出ておられます。たとえば製鉄のように、国内の需給関係だけではなく、貿易に支配される分量が非常に多いことを指摘しておられる。貿易関係があるから自主的な対策だけでは一切の解決は困難だというような点まで指摘しておられる。この失業対策審議会においてすら、こういう広範な問題に言及され、検討されて、懇切な答申を行つておられる。こういう問題さえ政府は一向処理できない。これだけするのによくあのスタッフでやったものだと思つても感心しておられる。今度はそうではなくて、広範な完全雇用を目的にして、そして当面している困難な問題にこの審議会を通して一つの解決を迫るような期待が寄せられている。これは三十人の委員をさしかえてみたところで、私はこれ以上の答申を求めるとは無理ではないかと思つておられる。ただこの法案を通しさえすればいいという考えでなしに、もっと真摯な考えで私はお聞きしておるのでありますから、そういうように目的を大きくされたのであれ

ば、審議会の内容についても、もっとそれに見合うような内容をおつけになるような必要はございませんか。そしてこれに対する予算はどれくらいお見

込みになつておられるか。
●松浦國務大臣 井堀さんの手元にある答申書の六号の十四ページを開き願いたい。この六号の十四ページの意味においてわれわれは答申を受けて立っているのです。つまり失業対策の方から読み上げますならば、「雇用失業対策を総合的に樹立し、その実施につき責任をもつ体制を確立する措置を講ずることとし、その一環として、次の事項につき調査審議すべき機構を設けること。1 調査事項(1)雇用・失業情勢の総合的な把握(2)産業政策、社会保障政策等各種政策の雇用・失業に及ぼす影響」ということを指摘されているのです。でありますから、いろいろ御親切にお伺いもあり、またいろいろうんちくを傾けられてのことに対しては、われわれは実行に当つて十分考えていきたいと思つておられますが、こういう機関を設けて、先ほど申しましたように、日本で一番の失業者をかかえているのは中小企業の陣容です。それらの人々の意見も十分聞いて、この審議会が皆さんの御協議を得ますならば、三十三年度以降に立てるべき経済企画庁の経済計画というものの中に、われわれの雇用に対する意見を十分盛り込んでいきたい、これがまずわれわれの一番直面する問題であります。でありますから、これほど大きな対策が一号から六号まであるじゃないか、これも実行しないうちさらにはこういうものを作つたって、ま

ず答申されたものをやつたらいいじゃないかという御議論も十分ならば、御議論であると思つておられる。われわれはこれの足りない点をさらに検討して、前の答申もこの今後できる雇用審議会の

答申も合せて、完全雇用の域に一日も早く到達したいというのがわれわれの考えであります。

○江下政府委員 予算は人件費が約百万、諸経費は約二百万、合計約三百万、こういうことになっております。

○井堀委員 意気たるや最初から壮なるものがあってけっこうです。しかし中身はだめじゃないですか。失業対策審議会の名前をかえたんじゃないかと何回も言っている。今予算をお聞きいたしますと一体そんな小さな予算で、日本の完全雇用を目標にして、雇用政策全体にわたるこれだけ膨大な答申が行われたことも犠牲的な努力があったと思うのですが、内容をもっとそれに見合うものにおおえになるお考えはないかということをお聞きから伺っている。抱負をそこで聞かせて下さい、抽象論でなく具体的に。

○松浦國務大臣 あなたの非常に推賞される失業対策審議会は、百二十万でこれだけ大冊なものをお作りになったのですが、今度は三百万ですから、その三倍くらいありますから、どうぞ御安心願いたい。

○江下政府委員 雇用審議会の予算でございすが、実際の審議を進めていきます過程におきましては、これは内閣に設置いたしておりますので、兼務事務官等を各省から委嘱いたしましたので、そうして調査等につきまして一体的に各省と行いたい、かような考えも持っております。従って予算といいたしましては必ずしも多額ではございませぬけれども、運用面では私どもは大きな調査その他を考えております。

○井堀委員 抽象的にはあなたの熱意はよくわかるのです。この失業対策審

議会が出されたのは、やらなければこれは悪く言えば作文です。実施されなければ作文ですけれども、予算を倍額にすればもっと大きなものができるかもしれないですね。しかし問題は実施要綱の形になって出てこなければいけません。そうしますと、これは今の御説明によりまして、各省からそれぞれスタッフを送り込んで、どういう構成でなるか知りませんが、この法律の範囲内でいきますと、この委員会が必要に応じて関係者を呼び出していろいろの意見を求めるという形しか出ていないのです。今局長の説明のようでありますならば、これは政令に譲るのかもしれないが、しかし従来の、何回もくどいようにお尋ねしたように、失業対策審議会のあり方というものは、総理府設置法の中で付属機関として作られて、そうして政令で今この法律に書いてあるようなことが、全く同じ意味のことが書いてある。これと同じかと聞いたら同じだとあなた方は何回も答弁されている。それ以上のものでないものに、さっきから抽象的には非常に熱意を込めて日本の雇用問題を積極的に解決しようということについて私どもは敬意を表しておる。しかしそれは持ち上らぬのではないかと、そういうものに対する熱意のほど——今少し出てきた、各省からスタッフを送り込むというのですが、一体そのスタッフは、このあれでいきますとどういう形でそういうスタッフが常設されるのか、書記か幹事か何かの形で常設されるだけでしょう。たとえば内閣にいろいろの付属機関のための運営の事務局があるようではありますが、いずれを見て、こう申しては失礼ですけれども、能動的に動けるかまえになっていない。従来の失業対策審議会も、委員のいわば失業問題に対する熱意がある程度促進しておるのであって、機構自身の機能がそういう成果をあげたというふうには私はどうも受け取れない。しかし少くともこういう法律として出す以上は、この審議会自身の機構が能動的にやはりそういう仕事をもち上げてくるということがなければならぬ。その説明が一向伺えない。そういう点に対する熱意のほどを具体的に一つお聞かせ願いたい。この法律で十分なもの、こういう形でスタッフを築めるといふなら、そのスタッフは一体これは——労働者であつた方が失業問題だけ、日雇労働者の問題だけではないですか。失業保険の問題だけでもあれだけのスタッフがつかつてなかなか思ふようにいかぬじゃないか。こういう雇用の問題をしかも総合的に取り上げていこうというにはよほど大がかりな、そういう点の説明がなければならぬ。何だか熱意だけを伺つても、これは機構が大層なんですから、その点を実はさっきからくどくど伺っているわけですが、こういう点には少し時間をかけてもけっこうですから、具体的に一つ……。

○松浦國務大臣 事務機構の問題でありますから局長からお答えいたします。

○江下政府委員 この審議会には実は事務局というものが法律上はないのでございすが、私どもの考えでは、事実上これだけの審議会でございますので、事務局を設置したい考えで

も、能動的に動けるかまえになっていない。従来の失業対策審議会も、委員のいわば失業問題に対する熱意がある程度促進しておるのであって、機構自身の機能がそういう成果をあげたというふうには私はどうも受け取れない。しかし少くともこういう法律として出す以上は、この審議会自身の機構が能動的にやはりそういう仕事をもち上げてくるということがなければならぬ。その説明が一向伺えない。そういう点に対する熱意のほどを具体的に一つお聞かせ願いたい。この法律で十分なもの、こういう形でスタッフを築めるといふなら、そのスタッフは一体これは——労働者であつた方が失業問題だけ、日雇労働者の問題だけではないですか。失業保険の問題だけでもあれだけのスタッフがつかつてなかなか思ふようにいかぬじゃないか。こういう雇用の問題をしかも総合的に取り上げていこうというにはよほど大がかりな、そういう点の説明がなければならぬ。何だか熱意だけを伺つても、これは機構が大層なんですから、その点を実はさっきからくどくど伺っているわけですが、こういう点には少し時間をかけてもけっこうですから、具体的に一つ……。

○井堀委員 説明を伺えば何うほど悲観的なお答えしかいたさない。これは答申案にも、労働大臣が御指摘になつたように、機構の整備については抽象的にしか書いてない。もちろんこういう審議会というものは具体的に書けない。しかしその内容はきつものなんです。今までの失業対策審議会を雇用審議会に変えたいという意味じゃないことは、あなたも十分おわか

りだと思ふ。機構を整備せよと書いてある。機構の整備についてはあなたが見上げられた通りなんだ。調査事項に対しても大へん大きなことだ。労働省の統計部だけの協力で、一体これだけの資料が集まるかどうか、あるいは内閣統計局の今取り扱つておる統計が、ここに今希望されておるものを満足させるような資料として使えるかどうかということについては、私の経験からすれば、これは全く新しい資料を付加しながら、従来の統計資料というものを活用していく以外にないと思ひます。こういう調査だけでも、私は今聞けば労働省から二人の事務官を送つて事務局を構成する。各省との連絡だけでも二人でできるものではない。こういう統計資料を、調査事項を資料としてまとめるだけでも、私はかなり多くのスタッフがなければならぬことじゃないかと思ふ。これは労働大臣、あなたはこういう問題に答申に忠実であるということの意味のお答えだつたと思ふ。ほんとうはもつとこういう点に対して工夫されませんか、従来の失業対策審議会よりは、こういう運営上困難を生ずるかもしれない。こういう点は十分反省される必要があると思ふ。私はできるだけこういう機構が審議会の答申案の精神に沿うようにされることを期待してございまして、法律の見出しだけを見て大いに期待して、中を読んだとみたら何だかどうなる。本来でありますなら、こういうやり方というものは実際やつてごらんない、弊害を生みます。だからその点はよほど配慮して、予算の流用なり、あるいは機構の——ただこ

りだと思ふ。機構を整備せよと書いてある。機構の整備についてはあなたが見上げられた通りなんだ。調査事項に対しても大へん大きなことだ。労働省の統計部だけの協力で、一体これだけの資料が集まるかどうか、あるいは内閣統計局の今取り扱つておる統計が、ここに今希望されておるものを満足させるような資料として使えるかどうかということについては、私の経験からすれば、これは全く新しい資料を付加しながら、従来の統計資料というものを活用していく以外にないと思ひます。こういう調査だけでも、私は今聞けば労働省から二人の事務官を送つて事務局を構成する。各省との連絡だけでも二人でできるものではない。こういう統計資料を、調査事項を資料としてまとめるだけでも、私はかなり多くのスタッフがなければならぬことじゃないかと思ふ。これは労働大臣、あなたはこういう問題に答申に忠実であるということの意味のお答えだつたと思ふ。ほんとうはもつとこういう点に対して工夫されませんか、従来の失業対策審議会よりは、こういう運営上困難を生ずるかもしれない。こういう点は十分反省される必要があると思ふ。私はできるだけこういう機構が審議会の答申案の精神に沿うようにされることを期待してございまして、法律の見出しだけを見て大いに期待して、中を読んだとみたら何だかどうなる。本来でありますなら、こういうやり方というものは実際やつてごらんない、弊害を生みます。だからその点はよほど配慮して、予算の流用なり、あるいは機構の——ただこ

りだと思ふ。機構を整備せよと書いてある。機構の整備についてはあなたが見上げられた通りなんだ。調査事項に対しても大へん大きなことだ。労働省の統計部だけの協力で、一体これだけの資料が集まるかどうか、あるいは内閣統計局の今取り扱つておる統計が、ここに今希望されておるものを満足させるような資料として使えるかどうかということについては、私の経験からすれば、これは全く新しい資料を付加しながら、従来の統計資料というものを活用していく以外にないと思ひます。こういう調査だけでも、私は今聞けば労働省から二人の事務官を送つて事務局を構成する。各省との連絡だけでも二人でできるものではない。こういう統計資料を、調査事項を資料としてまとめるだけでも、私はかなり多くのスタッフがなければならぬことじゃないかと思ふ。これは労働大臣、あなたはこういう問題に答申に忠実であるということの意味のお答えだつたと思ふ。ほんとうはもつとこういう点に対して工夫されませんか、従来の失業対策審議会よりは、こういう運営上困難を生ずるかもしれない。こういう点は十分反省される必要があると思ふ。私はできるだけこういう機構が審議会の答申案の精神に沿うようにされることを期待してございまして、法律の見出しだけを見て大いに期待して、中を読んだとみたら何だかどうなる。本来でありますなら、こういうやり方というものは実際やつてごらんない、弊害を生みます。だからその点はよほど配慮して、予算の流用なり、あるいは機構の——ただこ

りだと思ふ。機構を整備せよと書いてある。機構の整備についてはあなたが見上げられた通りなんだ。調査事項に対しても大へん大きなことだ。労働省の統計部だけの協力で、一体これだけの資料が集まるかどうか、あるいは内閣統計局の今取り扱つておる統計が、ここに今希望されておるものを満足させるような資料として使えるかどうかということについては、私の経験からすれば、これは全く新しい資料を付加しながら、従来の統計資料というものを活用していく以外にないと思ひます。こういう調査だけでも、私は今聞けば労働省から二人の事務官を送つて事務局を構成する。各省との連絡だけでも二人でできるものではない。こういう統計資料を、調査事項を資料としてまとめるだけでも、私はかなり多くのスタッフがなければならぬことじゃないかと思ふ。これは労働大臣、あなたはこういう問題に答申に忠実であるということの意味のお答えだつたと思ふ。ほんとうはもつとこういう点に対して工夫されませんか、従来の失業対策審議会よりは、こういう運営上困難を生ずるかもしれない。こういう点は十分反省される必要があると思ふ。私はできるだけこういう機構が審議会の答申案の精神に沿うようにされることを期待してございまして、法律の見出しだけを見て大いに期待して、中を読んだとみたら何だかどうなる。本来でありますなら、こういうやり方というものは実際やつてごらんない、弊害を生みます。だからその点はよほど配慮して、予算の流用なり、あるいは機構の——ただこ

りだと思ふ。機構を整備せよと書いてある。機構の整備についてはあなたが見上げられた通りなんだ。調査事項に対しても大へん大きなことだ。労働省の統計部だけの協力で、一体これだけの資料が集まるかどうか、あるいは内閣統計局の今取り扱つておる統計が、ここに今希望されておるものを満足させるような資料として使えるかどうかということについては、私の経験からすれば、これは全く新しい資料を付加しながら、従来の統計資料というものを活用していく以外にないと思ひます。こういう調査だけでも、私は今聞けば労働省から二人の事務官を送つて事務局を構成する。各省との連絡だけでも二人でできるものではない。こういう統計資料を、調査事項を資料としてまとめるだけでも、私はかなり多くのスタッフがなければならぬことじゃないかと思ふ。これは労働大臣、あなたはこういう問題に答申に忠実であるということの意味のお答えだつたと思ふ。ほんとうはもつとこういう点に対して工夫されませんか、従来の失業対策審議会よりは、こういう運営上困難を生ずるかもしれない。こういう点は十分反省される必要があると思ふ。私はできるだけこういう機構が審議会の答申案の精神に沿うようにされることを期待してございまして、法律の見出しだけを見て大いに期待して、中を読んだとみたら何だかどうなる。本来でありますなら、こういうやり方というものは実際やつてごらんない、弊害を生みます。だからその点はよほど配慮して、予算の流用なり、あるいは機構の——ただこ

来第六條の規定の中で、審議会に關する「必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。」という自主性を尊重したところはよかつたけれども、これは実は何も持たぬわけでは、實際はできなかつた。今度の場合は政令に譲つておきます。せいぜい政令をこの第一條の精神に沿うように活用すれば、そこがせめてもじゃないかと思うのです。予算の問題としては、従来の倍額とか三倍なり、そういう程度では、労働大臣、これはものになりません。その点に対して熱意を込めて、せめて各省のスタッフがそういうところに専念できるように、各省の予算の中からそういうことはみ出すことができるかどうかはなほまだ詳しく問題があると思うのです。こういう点に対する具体的御答弁がなければ、どうも抽象的な御答弁に対して、はてなという考え方がますます深まるわけです。いろいろお尋ねをいたしたのであります。が、時間の予定もあるようでございませから——私のお尋ねいたさんとすると、第一條の目的を完全雇用にするに、第一條の目的を完全雇用にしたというところは非常に重大なことだと思ひます。そしてこのこと自体はいろいろな問題をやらんで、現に完全雇用とは何かという点について明確な御答弁が得られなかつたほど、また私も非常にむづかしい問題だと考へております。そういう問題を目標にして、この審議会を設置されるということでは、重大なことだと思ひます。

なるようなことにならぬとも限らぬ。もっともこういう問題を、私は答申案の精神というものを深く掘り下げて、十分に配慮していただきたという点を十分お考へをいたたくように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○松浦國務大臣 井堀さんのいろいろな御注意に對しては、実行に當つて十分考慮して御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。なお政令の問題についても引用されましたが、これに對しては日本の雇用の完壁を期するという意味において十分考慮いたしたいと思ひます。

それからもう一点は三百万円ぐらいのものではないかと思ひます。御説ごもっともなのでございませうけれども去年よりも、百二十万円が三百万円になつたのですから……

もう一点は今御指摘になつたように、先ほどから何へんも答えた問題でございませうけれども、中小企業の問題なんです。これに對して毎月勤勞統計というものは、御承知のように、ほとんど三十人以下のものはとれていないのです。でございませうから、本年の予算において御協賛願ひましたように、千六百万円、三十人以下の企業体の毎月勤勞統計を集めるように心をいたしまして、また五人未満の職場における内容は、三十人未満よりもっと政府は握つておりませう。それでこの完全雇用をやる場合において、何と云つても五人未満の職場の完全な統計を得ることが必要でありますから、これに對しては五百三十万円ばかり本年度の予算に計上いたしましたので、この両方相まつて内閣における統計調査にとら

み合せまして、これを雇用審議会の審

議材料といたしたいと思つてゐる次第でございませうから、先ほど来いろいろと御注意を受けました点に對しまして、は十分参考をいたしまして、本問題の完壁を期するようにいたしたいと思ひます。

○相川委員長 西村君。

○西村(力)委員 失業対策審議会を雇用審議会に直して、強力に雇用向上をはからうとするようによいと思ひますが、こういう組織変更によつて労働省のその雇用向上に對する発言力は一体どういふふうになつて強化されると考へておられるか、そういう点は労働省としては相当のものを當然持つていらつしやと思ふのです。そのことは逆に申しますと、失業対策審議会に對していろいろ検討せられ、答申されたことに對して労働省が熱意を持ってこれを突現しようとする場合において、いろいろな点から障害があつて労働省の希望が達せられない。政策全般からくるいろいろな障害があつたと思ふ。そういうものを排除する場合において、どういふ組織を変えることによつて、どういふ強力なる効果の期待ができるか、こういう点に對しては、大臣はどう考へていられるかお尋ねしたい。

○松浦國務大臣 従來の失業対策審議会であつては、先ほど井堀さんにお答へいたしたのでございませうが、完全雇用を実現するために、雇用量を増大すべき企業の拡大のみではございませう。どうしても社会保障を加味しなければ完全雇用の域に達せられない。ことに自由経済におきましては——今日神武景氣といひながら中小企業の不渡り手形が近來にない大きな数を表わしておるといふことを見ましても、自由

経済においては経済が片寄るといふことも明らかだございませう。でございませうから、この完全雇用を実現するにうためには、先ほど申しておりましたように、毎月勤勞統計であるとか、あるいはその他の中小企業の現状を直していかなければ完全雇用は実現できないと思ひます。従つて政府の政策は、一千億融資におきましても、あるいは財政の投融資におきましても、これが中小企業の経営難といふものを救う一つの方法でなければならぬ。結局経済の地ならしをするということが保守党内閣の政策でなければならぬといふことを考へると、やはりこういうところどこをどう直したらいいかという政

策の立つべき基本を編み出すことが、一番必要であると思ひますから、ただ単に失業対策審議会ではそれほどの指針は出せないといふことで、かようにいたした次第であります。

○西村(力)委員 まあその通りの方向でなければ、完全な解決を見ることは不可能であるといふことは、私達はわかりませうが、もつと強く言いますと、なかなか現在の保守党政政府において完全雇用は不可能に近いのではないかと、私達はさう考へておりました。それを一歩前進させるためには、ただいま大臣が申された方法をとらなければ前進は見込み得ない、こういう工合に考へるのです。ところでそういう工合に目的を策定いたしますと、委員の人選といふものには相当高度な、しかも自由な立場を持たなければならぬと思ふのです。学識経験者といふ今までの考へ方、そういう考へ方から人選された委員といふものは、どう

も、私達はさう考へておりました。それを一歩前進させるためには、ただいま大臣が申された方法をとらなければ前進は見込み得ない、こういう工合に考へるのです。ところでそういう工合に目的を策定いたしますと、委員の人選といふものには相当高度な、しかも自由な立場を持たなければならぬと思ふのです。学識経験者といふ今までの考へ方、そういう考へ方から人選された委員といふものは、どう

も、私達はさう考へておりました。それを一歩前進させるためには、ただいま大臣が申された方法をとらなければ前進は見込み得ない、こういう工合に考へるのです。ところでそういう工合に目的を策定いたしますと、委員の人選といふものには相当高度な、しかも自由な立場を持たなければならぬと思ふのです。学識経験者といふ今までの考へ方、そういう考へ方から人選された委員といふものは、どう

も、私達はさう考へておりました。それを一歩前進させるためには、ただいま大臣が申された方法をとらなければ前進は見込み得ない、こういう工合に考へるのです。ところでそういう工合に目的を策定いたしますと、委員の人選といふものには相当高度な、しかも自由な立場を持たなければならぬと思ふのです。学識経験者といふ今までの考へ方、そういう考へ方から人選された委員といふものは、どう

も、私達はさう考へておりました。それを一歩前進させるためには、ただいま大臣が申された方法をとらなければ前進は見込み得ない、こういう工合に考へるのです。ところでそういう工合に目的を策定いたしますと、委員の人選といふものには相当高度な、しかも自由な立場を持たなければならぬと思ふのです。学識経験者といふ今までの考へ方、そういう考へ方から人選された委員といふものは、どう

も、私達はさう考へておりました。それを一歩前進させるためには、ただいま大臣が申された方法をとらなければ前進は見込み得ない、こういう工合に考へるのです。ところでそういう工合に目的を策定いたしますと、委員の人選といふものには相当高度な、しかも自由な立場を持たなければならぬと思ふのです。学識経験者といふ今までの考へ方、そういう考へ方から人選された委員といふものは、どう

も、私達はさう考へておりました。それを一歩前進させるためには、ただいま大臣が申された方法をとらなければ前進は見込み得ない、こういう工合に考へるのです。ところでそういう工合に目的を策定いたしますと、委員の人選といふものには相当高度な、しかも自由な立場を持たなければならぬと思ふのです。学識経験者といふ今までの考へ方、そういう考へ方から人選された委員といふものは、どう

完成という場合においては行なっていないか、そういうようなこと、それから幼少の労働者というものを、これを社会政策で排除していく、あるいは老齢労働力というものを社会政策で解決していく、こういうことになりませんが、大体そういうものはどのような数を持つておるか、なおまた老齢の労働力というのは現在年齢も延びてくるし、また経済事情等から労働力としてどんどんとその年齢が延びていっている状況ではないかと思う。そうだろうと思ふのです。それは一部統計などを見たこともありますが、その限界を大体どういうところに置いておるか、そういう点について一つ事務的だけっこうでございますので、御答弁願いたいと思ひます。

○松浦國務大臣 どこにどういふ潜在失業者が散在しているかというようなことは、事務的に答えてもよいということですから、事務の方から答えていただくのでありますが、大略を申し上げますれば、先ほども井堀さんのときに申し上げたのですが、大体六十五歳以上の者が労働市場に約二百萬—百九十萬方であります。また十四歳から十八歳の労働人口の中の幼少の者は四百七十萬方ぐらいであります。また昭和三十一年、三十二年の見通しにおける完全失業者は六十萬方あります。また転業可能の実数は二百二十萬から三百萬と、企画庁の方と検討して打ち合せしております。その他いろいろあります。そういう状況でありまして、この審議会はそういうものを材料にいたしまして、その他のものももちろん資料にいたしますが、完全雇用を持つていくためにはどうしなければならぬか

ということの施策は、この審議の検討によつて順次明らかになりましますから、それを経済計画なりあるいは労働政策なり行つ場合に、個々の審議検討のキヌを資料として立案いたしたい、かように思つております。

○西村(力)委員 一体不完全な立場にある就業者、臨時工、そういうものがどんどん増加していくような状況にあって、これはこの前行政組織関係の定員の関係の法律審議の場合においても問題になつたと思ひますが、政府部の臨時工的な者に対して、そういう熱意を持つ大臣は一体どういふ立場をもつてどういふ発言をなされておるか、そういうことが一つの意気込みとして——こういう雇用審議の場合に法案を審議する場合において、私は大臣の御努力の実績を政府部内における臨時工、臨時職員、そういうものの解決のためにあなたはどういふ努力をされておるか、そういう努力を、まずみずからの位における努力をなされないので、そうして大きく出されましても、それはやはり問題が正当に受け取られかねる、こういうことになるのではな

いか、これは問題の本質とちよつと違う横道のような質問でありますので、大臣の御努力がございましたらそれをお示しを願ひたいと思ひます。

○松浦國務大臣 予算編成の内容の問題でございますが、私の労働省におきましても約四千人の臨時雇の方がいらつしやいます。一番多いのはたしか建設省で、一万二千くらい、現場の者まで入れると、なつていふようであります。そこでその他の省にも多少ずつあります。一番多いのは労働省と建設省でありますので、両大臣が相談

いたしましたして、建設省の方は一万二千全部でなくとも、たしか七千くらいだと思ひましたが、それで各省の臨時の者も本給に直してくれということをお蔵大臣に強く要求しました。ところが今年はどうしてもいかぬが、三十三年の予算編成までには一つ十分検討してその数全体を見れるか見れぬかわからぬけれども、ともかく長く臨時雇にしておられるものを本給に直すことは本年申検討いたそう、こういう言葉を

とつておりますから、来年は相当目の目を見れる階層が多くなつて思ひます。また総合的に今一般民間における臨時雇が多いじゃないか。それも全くその通りであります。これらに對しても日本の経済の発展が、今年度は七・八に上つておられますが、そういうふうな順次経済の伸びが毎年々々伸びていくという傾向にありますが、自然に解消するでありますし、また労働基準局等を奨励し勸奨いたしたいと思つております。

○西村(力)委員 もう一言でやめますが、失業対策審議会はいろいろ答申を出したようですが、この答申を政府として尊重をして——ずつと答申の何号から何号までとありますが、それについて事務当局からお話を聞きたいのであります。これは非常に長くなると思ひますので、もしできるならばこの答申に對してかような箇所はかような工合にして受け入れられかつ実現したという

ような資料を配付していただきたい。そこで今度非常に希望を大きく雇用構造全般の検討から完全失業者、不完全失業者、そういうものの解消をはかると、ただいま井堀委員が指摘せられ

ました通り、あまりに理想が大きくて、つちもさつちもいかなくなるという状況、そういうことが予想されるわけなです。社会保障もどうだ、何もどうだという工合にいつたら、つちもさつちもいかなくなるという私どもは懸念をするのです。そういうふうにつちもさつちもいかななくなつて、ぜん日を送る間に、現実の失業対策がおろそかになるということをおは懸念する。だからそういう本質的な本格的な構想を立てるとともに、やはり前にやられておつた失業対策審議が直接に現実のぎりぎりの問題にぶつかつたというふうな問題、これはやはり当然重点的にそういう全体的な構想と関連しつつも、それと切り離された形にならないか、こう考へるのです。その点に關しては、完全雇用の達成をはかることを

○江下政府委員 この審議会におきましては、完全雇用の達成をはかることを

○西村(力)委員 それではよろしゅうございませう。

○相川委員長 他に質疑の通告もありませんので、これにて質疑は終了いたしました。

○大平委員 雇用審議会設置法案に對して修正案を御提案いたしたいと思ひます。

○相川委員長 起立総員。よつて本修正案は全会一致をもつて可決せられました。

○相川委員長 起立総員。よつて本修正案は全会一致をもつて可決せられました。

○相川委員長 起立総員。よつて本修正案は全会一致をもつて可決せられました。

書の作成につきましては委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○相川委員長 御異議なしと認めま
す。よってさよう決しました。

次会は公報をもって御通知すること
とし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

〔参照〕

雇用審議会設置法案（内閣提出、参
議院送付）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕